

厚生労働省健康局

水道課長 三本木 徹 殿

東京都水道局

営業部長 古河 誠二

指定給水装置工事事業者制度の運用に係る疑義について
(照会)

貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先の水道法の一部改正により、「指定給水装置工事事業者制度」が発足し約3年を経過したところですが、本制度の運用に当たって別紙のような疑義が生じているところです。

つきましては、御多端の折とは存じますが、これらの疑義の解釈等につきまして、御教授いただきたくお願い申し上げます。

別 紙

(疑義1)

水道法施行規則第36条第2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の具体的な内容はどのようなものか。また水道事業者が、配水管の分岐部から水道メータまでの配管作業に従事する者の用件について、供給規程等に盛り込むことができるか御教授願いたい。

(疑義2)

(略)

(疑義1の説明)

水道法施行規則第36条第2号では、配水管の分岐部から水道メータまでの配管作業を「適切に作業を行うことができる技能を有する者」(以下、「適切な技能を有する者」という。)に従事させなければならないとし、具体的には、水道法改正の際に水道整備課長通知により、次の者が想定されるとしていた。

- ① 法改正前に水道事業者等により資格を与えられた配管工
- ② 職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士
- ③ 都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

④ (財) 給水工事技術振興財団において実施を検討している配管技能習得のための講習会の修了者

しかしながら、「適切な技能を有する者」とは、必ずしも上記のような資格等を有していない場合であっても、実際に「適切な技能」を有しているか否かにより判断すべきものとの考え方もあるが、具体的な内容は明らかでない。

そこで、水道法の改正後、約3年が経過した現時点において、「適切な技能を有する者」であるかどうかの具体的な内容はどのようなものか。

また、当局においては、同配管作業は水道施設である配水管への分岐穿孔を伴うため、仮に不適正な工事が行われた場合の影響が極めて大きいことから、当面の間、分岐穿孔の「経験」を持つ次の者に限定して認めているが、こうした取扱いを供給規程等に盛り込むことができるか。

- ① 給水装置工事配管技能者講習会修了者（財団主催）
- ② 分岐穿孔のみの講習会修了者（財団主催）
- ③ 分岐穿孔の実務経験を有する者

(疑義2の説明)

(略)

(注)下線は(財)給水工事技術振興財団で付しています。